

日本科学者会議 福井支部ニュース

第8号 2004年1月13日発行

- ** 日本科学者会議福井支部
- ** 〒910-8507 福井市文京3-9-1
- ** 福井大学工学部 小倉久和研究室 気付 Tel&Fax 0776-27-8582
- ** ogura@i.his.fukui-u.ac.jp
- ** 郵便振込口座番号 00710-9-17967 日本科学者会議福井支部
- ** ホームページ <http://www.jsa.gr.jp/fukui/> (本部のページ <http://www.jsa.gr.jp/> からたどれます)

今号の内容

- 寄稿 イラク派兵と憲法改正 (塚田 哲之)
- 寄稿 「もんじゅ」をめぐる動きをどう読むか (佐藤 正雄)
- 懇談会の案内 「住民の暮らしに保健・医療・福祉をつなぐ」(NPO法人高齢者の人権を守る会)

2004年度前期分の会費納入をお願いします。
2003年度後期および過去の会費滞納がある方
は、早急に納入をお願いします。

福井支部では、次の予定で、

支部結成32周年記念 市民公開シンポジウム

を開催します。多数の方のご参加を呼び掛けます

「福井のまちづくりを考える」

日時 2004年3月14日(日) 14:00~17:00

会場 福井大学 文京キャンパス アカデミーホール(予定)

支部ニュースへの寄稿・投稿を募集しています。意見・見解の表明、経験報告、事例紹介、行事案内、会員への案内、その他、会員の間での交流の場とするため、積極的な寄稿・投稿をお願いします。支部事務局まで、メールでお送り下さい。

昨年12月9日、小泉内閣は同年の通常国会で強行採決の上成立したイラク特措法（正式名称は「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」）に基づく基本計画を閣議決定し、自衛隊部隊の派遣を決定した。続いて18日には具体的な活動地域を盛り込んだ実施要項を首相が承認し、翌19日には石破防衛庁長官が陸海空各自衛隊部隊に対する準備命令と航空自衛隊の先遣隊に対する派遣命令を発し、26日には航空自衛隊の先遣隊が派遣された。年が明けて1月9日、防衛庁長官が陸上自衛隊先遣隊と航空自衛隊本隊への派遣命令を出し、早ければ今月末にもいよいよ陸上自衛隊本隊が派遣されると伝えられている。こうして粛々と実施されつつあるイラクへの自衛隊派遣は、第二次大戦後の日本という国家のあり方そのものにとって大きな転換点を意味する。

もともと、昨年3月20日に開始された米英等によるイラク攻撃には、大義名分も国際法上の正当性も存在しなかった。戦争の「大義」がイラクによるテロ組織支援、大量破壊兵器の存在、さらにはフセイン政権の打倒と二転三転したばかりか、結局武力行使を承認する国連安保理決議をえることもできず、しかもかつてない規模で広がった「NO WAR!」の世論にもかかわらずイラク攻撃に突入したという経緯はなお記憶に新しい。5月のブッシュ大統領による「主要な戦闘の終結」の宣言以降も、大量破壊兵器はいまだその存在が確認されていないばかりか、米英主導の占領下で、イラク国民はもとより国連や「占領軍」の側でも犠牲者は増加する一方である。この事態は、グローバル化した市場経済の安定を確保するためには、むき出しの軍事力を行使してれっきとした主権国家を打倒することも辞さないという極めて粗暴なアメリカの国家戦略の帰結であり、同時にその問題性を示している。

こうした状況の中、自衛隊とりわけ陸上自衛隊を派遣することは、日本がなお戦闘状態の続くイラクにおいて「占領軍」の一員として行動し（基本計画は「人道復興支援活動」だけでなく、米軍等を対象とした「安全確保支援活動」を行うことを明記している）したがって現在米軍等に向けられている「敵意」をも引き受けることにならざるをえない。こうした「危険」ゆえに、派遣部隊は装輪装甲車、無反動砲、個人携帯対戦車弾などこれまでの自衛隊の海外派遣ではとうてい考えられなかった強力な武器を装備することとしているのが、「敵意」が「自爆テロ」などの形で自衛隊の部隊に向けられれば、「正当防衛」を理由として「武器を使用」することによって、第二次大戦後初め

て自衛隊が実質的な「武力行使」へと踏み切ることになる。そうすると、イラクへ派遣された自衛隊部隊はれっきとした戦闘行動に参加することになり、自衛隊員に犠牲者が出る可能性ばかりか、「日本軍」による他国民の殺傷の可能性すら予測せざるをえない。仮にこうした事態が現実のものとなれば、戦後とにもかくにも軍事力を用いることなくきた日本が、軍事力を用いて他国民を「殴る国」になるという根本的な転換を果たすことになる。

もちろん、これが一切の武力行使を禁止し、戦力を持たないとする憲法9条に違反することは論を待たない。しかし、事態をより深刻にしているのは、これまで歴代政府がとにもかくにも設けてきた「憲法の制約」ですら、現内閣がいとも簡単に乗り越えようとしていることである。イラク特措法が自衛隊の活動区域を「非戦闘地域」に限定しているとか（2条3項）、「武器の使用」はできるが「武力の行使」をしてはならない（17条、2条2項）としているのは、「わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つ」ことを目的とする自衛隊（自衛隊法3条1項）がその本来の任務を超えて活動するにあたって設けられた「憲法の制約」の例である。日米「同盟」を理由としてしゃにむに自衛隊派遣へと突き進む政府の姿勢は、これらの「制約」すらも守る気がないことを示しているが、それだけではない。基本計画決定後の記者会見で小泉首相は、憲法9条にはまったく触れず、前文末尾のくだりをわざわざ読み上げ、この理念に沿った活動として自衛隊派遣を正当化した。これは単なる「憲法をつまみ食い」という話にとどまらず、小泉首相が読み上げなかった前文の一節、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意」して日本国憲法が制定されたこと（これは日本国民にもアジアの人々にも大きな犠牲を強いたことへの痛切な歴史的反省をふまえたものである）を無視して、イラクへの軍事介入を憲法の名において正当化するという倒錯した言明である。しかし、いかに詭弁ではあれ「憲法の制約」が存在することは、暴走に暴走を重ねるアメリカと共同して堂々と世界中で軍事活動をする国家になるためには「障害」たらざるをえないし、だからこそこんな七面倒な「制約」をご破算にするための憲法改正が求められることにもなる。こうした「軍事大国」路線は、97年の新ガイドライン合意とそれを受けた99年の周辺事態法制定、9・11事件後の「テロ対策特措法」制定とインド洋への自衛隊派遣などによって法律レベルでは一部現実化しているし、昨年6月に成立した武力攻撃事態法など「有事」三法も、今通常国会への提

出が予定される国民保護法制など未完成部分を残すが、現実にはアメリカの軍事行動を日本が効果的にサポートするものとして機能することになる。他にも自衛隊の海外活動を「本務」に位置づけ、自衛隊装備の再編を図る「防衛計画の大綱」見直し作業が進行中であるし、来年度予算案にはミサイル防衛に1,000億円あまりが盛り込まれるなどの動きがあることに加え、元日に初詣と称して行われた首相の靖国参拝も「戦死者」の国家的「追悼」の伏線としての意味を持つ。そして、この「軍事大国」路線にとって最後の「制約」である憲法の改正も、国会の憲法調査会が来年の通常国会会期末までの最終報告とりまとめを予定する

ほか、年頭にも各政党が改憲への意欲を次々に表明し、さらには今通常国会に改憲のための国民投票法案提出が予定されるなど具体的な政治日程に上りつつある。イラクへの自衛隊派遣は、他国に軍事介入する国家へと日本が「変質」する決定的な第一歩であり、憲法改正はその「変質」を完成させる役割をもつ。しかし、この路線はまだ完成してはいない。その選択は私たちの手にゆだねられている。

(付記 本稿は、福井大学教職員組合機関紙「ゆきおこし」1473号(2003年12月25日)掲載の同名の文章にその後の経過をふまえて修正したものである。)

寄稿

「もんじゅ」をめぐる動きをどう読むか

佐藤 正雄 (福井県会議員)

1. 「もんじゅ」はどういう段階か

今、高速増殖原型炉「もんじゅ」は、8年前のナトリウム漏れ火災事故以来、改造工事・運転再開をめくって大きな節目を迎えている。

政府や核燃料サイクル開発機構の本来のスケジュールに照らせば、今頃は17ヶ月間の改造工事の真最中であつたらう。しかし、昨年1月の原子炉設置許可を無効とした名古屋高裁金沢支部の歴史的な判決(福井の科学者91号、渡辺三郎論文参照)さらに福井県の思惑どおりに進まない公共事業との「取引材料」とされたことによって「足踏み」状態となっている。もちろん、県内、国内の改造工事・運転再開に反対する世論と運動が背景にあることはいうまでもない。

12月県議会では、南越までの新幹線が実現しないのなら、国の原子力政策への協力にストップをかける、という趣旨の異例の議会決議が日本共産党以外の39名の多数で緊急に採択された。議会委員会でも「推進の議論はご遠慮願いたい」として、原発に関する議論にストップがかけられた。テレビや新聞で連日のように報道されたように、知事や県議会議員、市議会議員、経済団体など総出での陳情合戦が少なくない税金を投じて展開された。県内マスコミ等ではこれに批判的な論調は皆無だったのではないかと。しかし、全国のマスコミは殆どこの動きに注目しなかった。「原発カード」をきった割には、全国レベルでの注目度は低かったといえよう。

いずれにしても、このような経過をみれば明らかのように、県と県議会サイドは「もんじゅ」そのものの問題での議論を棚上げし、新幹線誘致のために「もんじゅ」「敦賀3,4号増設」カードを使っている。私は、これは県民にとって不幸なことだと思う。なぜなら、県が設置した「もんじゅ安全性調査検討専門委員会」が結論をだした時期であるにもかかわらず、その審議内容と結論につい

て、県民の代表者であるはずの議会での審議が不十分に終わったこと。そして、新幹線がある程度すすめば、もんじゅ改造工事と運転再開への道が開かれることになるからである。

2. 「もんじゅ安全性調査検討専門委員会」

県が設置した「もんじゅ安全性調査検討専門委員会」(座長：児嶋眞平福井大学学長)は2年間にわたる審議を終え、「改造後のもんじゅは工学的に安全」との報告書をまとめ、知事に提出するとともに、12月13日、福井市と敦賀市で県民説明会を開催した。昨年初めに結論をだす予定だったが、高裁判決の検討で延びた。

まず、委員会の報告書案「県民意見を踏まえた高速増殖原型炉もんじゅ全体の安全性について」(平成15年9月16日)が県議会や敦賀市議会に示された。その結論にはこう書かれていた。「改造工事を行ったもんじゅは、工学的に十分な安全性を持つ設備であると本委員会は判断する。工学的に安全性を持つとは、周辺の環境に深刻な影響を与える可能性を考えなくてもよいということであり、今後全く異常や事故が起こらないということではない。」県議会で児嶋座長らによる説明を聞いた後、私は「科学者として正直な気持ちを書いたのかもしれないが、今後の事故も容認するような報告書には問題がある」と批判した。敦賀市議会でも同様の批判がだされた、と報道された。

これらの批判をうけて、最終的な報告書「高速増殖原型炉もんじゅの安全性調査検討報告書 県民意見を踏まえて」(平成15年11月14日)では次のようになった。「改造工事を行ったもんじゅは、工学的に十分な安全性を持つ設備であると判断する。工学的に安全性を持つとは、多重に設けられた各種安全装置の働きにより、原子炉施設周辺の環境に放射性物質による深刻な影響を与える可能性が無視できるほど小さいということである。」し

かし、これは表現が「上品」になっただけで、委員の方々の真意が変更されたわけではない。

ここで指摘しておかなければならないことは、高裁判決後、児嶋氏があちこちで判決批判を精力的におこなった事実である。たとえば、エネルギー政策研究所発行の「エネルギー政策研究」（特別号、2003年6月）で、「高裁判決に対する意見」との標題で、「判決文は、科学技術的にはきわめて非論理的な内容であり、科学技術の進歩を否定するような判決がでたことは誠に残念」と「科学者」として最大級の批判をしている。高裁判決を受けて、専門委員会の審議の継続期間中であるにもかかわらず、座長の立場にある児嶋氏が、かかる発言をおこなっていたことは、委員会審議の客観性を問われることではないだろうか。

（なお、専門委員会の委員は、次の各氏である：児嶋眞平福井大学学長（有機合成化学）、若林二郎京都大学名誉教授（原子力システム工学）、柴田俊夫福井工業大学教授（金属化学）、中込良廣京都大学教授（核燃料管理学）、堀池寛大阪大学大学院教授（原子炉工学）、榎田洋一名古屋大学教授（核燃料サイクル工学））

3. 私たちが考えるべきことは

不幸なJCO事故はあったが、原子力発電所の事故で住民避難をとまなうような過酷事故は幸いにして日本では起こっていない。しかし、もんじゅのナトリウム火災事故をはじめそのような事故でも、住民は不安におびえ、地域経済は「風評被害」を受けてきた。しかも「大事故」の危険はゼロではなく、住民の不安は常にある。多くの県民

は、今後も「事故」が起こりうる、とする報告書は了解しないだろう。事実、県民説明会では多くの県民から、批判や疑問がだされ、県の県民への説明責任は終了していない。

もんじゅについては、裁判の判決もあり、県としての判断は最高裁の判断をまず待つのが当然だ。また、知事は記者会見で改造工事と運転再開について、「2つのものを実際の問題としては一緒に考えるのが、普通の県民の考え」と述べた。敦賀市長は年末に、改造工事により安全なもんじゅになるのだから、運転再開とは区別して改造工事を認めてほしい、と知事に詰め寄った。しかし、他の原発と違い「もんじゅ」に関する費用は民間負担ではなくほとんどが税金での負担であり、「180億円かけて改造工事はするが、運転するかどうかは分からない」という税金の使い方に国民理解は得られない。

もちろん、以前は「福井空港拡張計画」、今度は「新幹線」「高速道路」といった巨額の公共事業と県民にさらなる危険をおしつける「もんじゅ」「増設」との「取り引き」が県民の本当の利益を損なうことも明らかではないだろうか。さらに付け加えれば、小浜市に続き美浜町でも使用済み核燃料の中間貯蔵施設誘致の動きがでてきた。県議会自民党内には積極推進派もいる。これだけ若狭地域に原発を誘致しながら、「まだまだ」「もっと」と原発の炎の中から手を伸ばす様は異様だ。

「もんじゅ」「増設」「プルサーマル」「中間貯蔵施設」・・・いま一度、「地域を考え、見直す」時期ではないか。

住民と関係機関職員の研修・懇談会

（NPO法人 高齢者の人権を守る会 からの案内です）

「住民の暮らしに保健・医療・福祉をつなぐ」

- と き 2004年2月21日（土）午後1時30分～4時
ところ 今立町健康福祉センター
講演 講師：井上英夫先生（金沢大学教授 / 社会保障法、福祉政策、まちづくり）
懇談 井上先生を囲んで、「テーマ」に基づいて自由に懇談する
対象 自治体行政職員（生活保護、国保、保健、介護保険、母子、障害者、水道、教育、税務部局等）、議員、社会福祉協議会職員、医療機関や福祉施設の医師・職員、民生委員、障害者相談員、福祉委員、関心のある人
- テーマ 増大する生活不安・困窮と福祉制度一人ひとりの心がけだけで生活困窮は防げない -**
- 主催 今立福祉学習会を進める会（代表世話人 福田一久夫）
後援 福井県社会福祉士会 NPO法人高齢者の人権を守る会
福井県保険医協会 福井県社会保障推進協議会
- 問合先 福祉学習会を進める会 世話人代表 福田一久夫（今立町内病院職員・社会福祉士）
電話 0778-24-1543

私たちが落ちこぼれなく、健康で安心して暮らしていくための仕組みがあるのか、それは十分か、制度を運用する人の配置は十分か、配置されている人たちの制度理解は十分か、今現在、何らかの行政責任による対応が求められる困窮世帯を具体的にどうできるか、縦割りに配置されその範囲で職務を行うことからの脱出が何故必要か、学び懇談する機会を共に作るのがねらいです。